

平成27年度 第11回香取市農業委員会総会議事録

平成28年2月23日

2月23日（火）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を山田公民館2階視聴覚室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第7 議案第7号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
日程第8 議案第8号 香取市農地利用最適化推進委員の選出について
日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第10 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第11 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
日程第12 報告第4号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について

1. 出席委員は40名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
8番	玉造和男	9番	宮増伸彦
10番	加瀬由美子	11番	林藤江
12番	宮崎正子	13番	高城博
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
18番	高木甚一	19番	野平謙一
20番	佐藤義男	21番	林弘
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道

26番 星 越 清 徳
28番 高 木 彌
30番 高 木 重 樹
32番 栗 林 利 男
34番 伊 藤 寛
36番 本 宮 敏 雄
38番 菱 木 重 雄
40番 多 田 晃 一
42番 三 橋 和 男

27番 飯 森 茂
29番 大 堀 潔
31番 高 木 哲 吉
33番 菅 谷 晁
35番 椿 康 弘
37番 宮 負 厚 美
39番 小 倉 新 一
41番 大須賀 常 政
43番 小 林 一 男

1. 欠席委員3名、その氏名は下記のとおり

7番 石 橋 新一郎
23番 栗 田 元 一

22番 宮 田 毅

1. 事務局職員出席者

事務局長 八 本 栄 男
農地班長 越 川 泰 克
主 査 伊 藤 健

管理班長 椎 名 正 志
副主幹 伊 能 弘

開会 午後 2時59分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、40名です。欠席委員は、7番 石橋新一郎委員、22番 宮田 毅委員、
23番 栗田元一委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成27年度第11回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、3番 内山勝己委員、42番 三橋和男委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第3 議案第3号を除く、日程第1 議案第1号 ないし 日程第12 報告第4号を
提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成28年2月23日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲受人が隣接農地を取得して耕作利便を図るため売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号2番、譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、農地を賃借権設定により借受けるものであります。

整理番号3番から7番は関連案件であります。

譲受人が自作地に隣接している各申請地を取得して耕作利便を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号8番、譲受人が自宅に隣接している耕作利便の申請地を売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号9番、譲受人が隣接農地を取得して耕作利便を図るため売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号10番、譲受人が親から贈与を受けるものであります。

整理番号11番、譲受人が隣接農地を取得して耕作利便を図るため売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号12番、譲受人が農業生産法人の資格を取得して農業に参入するため、親から農地を借り受けるものであります。

整理番号13番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号14番、譲受人が隣接農地を取得して耕作利便を図るため売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号15番から20番は関連案件であります。

譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

なお、本案件は平成27年11月に譲受人が許可を受けた申請地に隣接する農地を追加で買い受けるものです。

整理番号21番、譲受人が親より使用貸借権の再設定を受けるものであります。

整理番号 22 番、譲受人が親より使用貸借権の再設定を受けるものであります。

整理番号 23 番、譲受人が隣接農地を取得して耕作利便を図るため売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号 24 番、譲渡人が耕作できないため、申請地近くに住む伯父に贈与するものであります。

整理番号 25 番、譲受人が親より使用貸借権の再設定を受けるものであります。

整理番号 26 番、譲渡人が耕作できないため、隣接農地を耕作する親戚に贈与するものであります。

整理番号 27 番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号 28 番、譲受人が隣接農地を取得して耕作利便を図るため売買により所有権移転を受けるものであります。

以上、28 件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第 1 班 副班長 菅谷樹雄委員。

6 番菅谷委員 去る、2 月 15 日、月曜日午後 1 時 30 分より市役所 3 階 301 号会議室において、第 1 班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第 3 条の案件は 28 件であります。

このうち、整理番号 3 番から 7 番、および整理番号 15 番から 20 番は、現地調査を実施し、併せて整理番号 15 番から 20 番については、譲受人の出席を求めて説明を受けました。

また、その他の案件については写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

議案第 1 号について、整理番号 1 番から 28 番までの案件は農地法第 3 条第 2 項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件も満たしており、権利取得後も適切な管理を行われるものと考え許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号 1 番について、議席番号 6 番 菅谷委員。

6 番菅谷委員 整理番号 1 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

また、譲受人は現在銚子市に住んでいますが通作に支障はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2 番について、7 番 石橋委員。

本日欠席により、事務局より意見書の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、意見書の代読をさせていただきます。

整理番号 2 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、農地の賃借権設定を行うものであります。

取得要件等を満たしており、今後も農地の良好な維持管理が行われることから許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3 番から 7 番までの 5 件について、8 番 玉造委員。

8 番玉造委員 整理番号 3 番から 7 番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8 番について、13 番 高城委員。

1 3 番高城委員 整理番号 8 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、9 番について、17 番 向後委員。

1 7 番向後委員 整理番号 9 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、10番から12番の3件について、19番 野平委員。

19番野平委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、整理番号11番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号12番について、同じく現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、農地の賃借権設定を行うものであります。

取得要件を満たしており、今後も農地の良好な維持管理が行われることから許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、13番、14番の2件について、21番 林委員。

21番林委員 整理番号13番と14番について、説明いたします。

13番ですけれども、この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買により譲り受けるものであります。今後も農地の良好な維持管理が行われることから、取得要件を満たしており許可が妥当だと13番は判断いたしました。

次に、14番ですけれども、14番は譲受人が自作地に隣接している耕作利便の申請地を売買により譲り受けるもので、年齢もまだ若いし、これから農業に頑張るといふことで許可が妥当だということ判断いたしました。

議 長 次に、15番から20番の6件について、26番 星越委員。

26番星越委員 整理番号15番から20番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買により譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、21番について、28番 高木委員。

28番高木委員 整理番号21番について、説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、22番から24番の3件について、29番 大堀委員。

29番大堀委員 整理番号22番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号23番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号24番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人と譲受人は親戚関係であり、伯父に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、取得要件も満たしておりますので、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、25番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 整理番号25番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、26番について、38番 菱木委員。

38番菱木委員 整理番号26番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲渡人が遠隔地で耕作できないため、隣接農地を耕作する譲受人に贈与するものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、27番について、39番 小倉委員。

39番小倉委員 整理番号27番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買により譲り受けるものであります。今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、28番について、43番 小林委員。

43番小林委員 整理番号28番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買で譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 議案第1号26番については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案でありますので、当該事案を分離して審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号26番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号26番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第1号26番を除く27件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号26番を除く27件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号26番を除く27件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成28年2月23日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、砂利採取事業の事業期間延長に伴う一時転用期間の更新であります。

整理番号2番、承継を伴う計画変更承認申請であります。

当初事業計画者が貸家住宅用地で許可を受けましたが、許可後に体調を崩して事業計画の遂行が無理なため、新たな事業計画者に承継するものであります。

なお、本申請は議案第4号の整理番号7番に関連します。

以上、2件でございます。

ご審議ほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班 副班長 菅谷樹雄委員。

6番菅谷委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の計画変更の案件は2件であります。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番および2番について、書類等で審査した結果、実効性等は問題なく、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、32番 栗林委員。

32番栗林委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この申請は、平成20年から継続している砂利採取事業で事業継続に伴う期間延長です。現在は、被害の報告は受けていないですが以前は田の陥没等の被害があった経緯があるため、周辺の農地へ被害が及ばぬよう万全の注意を払うように意見を付していただくように希望いたします。各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと思います。

現地については、ずっと同じことなんですが、毎年やっているんですけども、この〇〇〇と〇〇〇のちょうど境目ですね、〇〇〇地区とそれから〇〇〇地区の境目の所でございます。

問題ないと思いますが、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 整理番号2番について、34番 伊藤委員。

34番伊藤委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、現地でございますが香取市地域の〇〇〇〇がでございます。その〇〇〇〇〇〇また〇〇〇、その西側にある〇〇〇〇に面した土地ですね。非常に、〇〇〇〇に一番近い土地でございます。

平成2年4月に許可をいただいたもので一応現地は田んぼから埋立はしてあった状態で

ざいます。

当初計画人は許可後、体の不調をきたし計画を実施できなくなり、承継するとのこと。承継人は交通の便がよく需要が見込めるため賃貸住宅を建築する計画です。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後側溝へ放流し、雨水は集水桝を設置し側溝へ放流するとのこと。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号は、申請者の事情により取下げとなりました。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る

意見について審議を求める。平成 28 年 2 月 23 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号 1 番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことです。

申請地は、第 1 種農地ではありますが、許可例外規定農地法施行規則第 33 条第 4 号の集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

整理番号 2 番および 3 番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で宅地分譲用地とのことです。

申請地は、都市計画用途地域内の第 1 種中高層住居専用地域で第 3 種農地であります。

なお、他法令関係では香取市宅地開発事業指導要綱に基づく事前協議については都市整備課で進めており、土地改良関係は黒部川左岸土地改良区の同意を得ております。

整理番号 4 番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことです。

申請地は、第 1 種農地ではありますが、許可例外規定農地法施行規則第 33 条第 4 号の集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

なお、土地改良関係で地元耕地整理組合の同意を得ております。

整理番号 5 番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 3 種農地であります。

整理番号 6 番、転用を伴う賃借権設定で事業所用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 3 種農地であります。

なお、他法令関係では千葉県教育委員会に埋蔵文化財発掘の届出がされております。

整理番号 7 番、転用を伴う所有権移転で賃貸住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。

整理番号 8 番、転用を伴う地上権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。

整理番号 9 番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。

なお、他法令関係では千葉県教育委員会に埋蔵文化財発掘の届出がされております。

整理番号 10 番および 11 番は関連案件であります。

転用を伴う賃借権設定および所有権移転でコミュニティーセンター用地とのことです。

申請地は第 1 種農地ですが、許可例外規定農地法施行規則第 33 条第 4 号の集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

以上、11 件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第 1 班 副班長 菅谷樹雄委員。

6 番菅谷委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第 5 条の案件は 11 件であります。

このうち、整理番号 2 番および 3 番、整理番号 8 番、整理番号 10 番および 11 番については現地調査を行ないました。その他の案件については、書類により審査を実施いたしました。

審査結果について、報告します。

整理番号 1 番から 11 番の案件について、審査した結果、実効性等問題なく承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号 1 番について、5 番 伊能委員。

5 番伊能委員 整理番号 1 について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所ですけれども、〇〇〇〇〇〇とちようど〇〇〇の境界基点に〇〇〇〇〇〇の入口があると思いますけれども、そこから〇キロ位東へ入りますと〇〇〇〇〇〇があると思いますけれども、その手前〇キロ位を右折して、地番は〇〇地番ですけれども、集落的には〇〇区という行政区になります。その〇〇〇手前 1 キロ位を右折して、〇〇区の〇〇〇先を左に左折し集落のちょっと奥まった位置になります。

譲受人は現在親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、自宅に隣接した申請地に住宅を建築する計画です。

用水は井戸、雨水は敷地内浸透で、汚水は汲取り、雑排水は浸透枳で処理とのことです。

隣接農地は譲渡人所有のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題

狭で崖崩れのおそれもあるため平坦な申請地に移転する計画であります。

用水は水道、雨水は水路へ放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、水路へ放流とのことであります。

隣接する農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。
平成28年2月23日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成27年度第11次農用地利用集積計画1番から231番までの申請であります。

議案書の20ページから130ページです。

所有権移転4件、すべて田で14,729㎡であります。

次に、使用貸借権設定の新規1件、田で1,032㎡、再設定1件、畑で2,889㎡であります。

次に、賃借権設定、新規113件、490,936㎡、うち田が459,558㎡、畑が31,378㎡であり

ます。

再設定 101 件、460,151.91 m²、うち田が 434,213.91 m²、畑が 25,938 m²であります。

次に、農地中間管理機構分について、賃借権設定で新規 11 件、67,247 m²、うち田が 56,053 m²、畑が 11,194 m²であります。

以上、231 件の第 11 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議ほど、よろしく願いいたします。

議 長 議案第 5 号については、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に係る議案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

議案第 5 号 23 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号 23 番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第 5 号 23 番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 議案第 5 号 64 番、67 番の 2 件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号64番、67番の2件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第5号64番、67番の2件について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 続きまして、議案第5号 ○番は、私の事案であることから、当該事案を分離して審議いたします。

よって、この事案に関しては、議長を菱木会長職務代理に交替して審議したいと思います。

(菱木職務代理へ議長交代)

菱木職務代理 議案第5号 ○番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○の退場を求めます。

(○番 ○○○○○○○○ 退場)

菱木職務代理 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号○○番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第5号○番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○の入場を許可します。

(○番 ○○○○○○○○ 入場・着席)

菱木職務代理 これにて、議長を大須賀会長へ戻します。

(大須賀会長へ議長交代)

議長 議案第5号185番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号185番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第5号185番について、原案のとおり決定いたします。

○番 〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 議案第5号203番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 〇〇委員の退場を求めます。

(○番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号203番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第5号203番について、原案のとおり決定いたします。

○番 〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 議案第5号218番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 〇〇委員の退場を求めます。

(○番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号218番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第5号218番について、原案のとおり決定いたします。

○番 飯森委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の7件を除く224件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐藤委員。

20番佐藤委員 192番と193番の権利設定を受けるものの中に香取市○○○○番地、○○○○さん、この方が昨日亡くなりまして26日葬儀の運びになっているわけなんです、これについては本人にそういう事情でありますので、どういう取り計らい方をされるのか、お伺いいたします。

事務局 その件については、農政課が仲介しており、本人が亡くなったのも農政課からの連絡で今日の朝に知ったのですが、特に農政課からは何も申してなく、後継者がおりますので、引き継ぐと思われれます。

20番佐藤委員 一般的には、じゃこれは仮に許可出ましたら、それは権利を引き継ぐとこういうことなんでしょうか。

事務局 そうですね、はい。

議長 はい、そういうことでお願いしたいと思います。

そのほか、ご質問ございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の7件を除く224件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の7件を除く224件は、原案のとおり決定いたします。

ここで、10分ほど休憩をいたします。

(休憩 4時02分)

(再開 4時10分)

議 長 それでは、再開させていただきます。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成28年2月23日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

賃借権の設定、新規10件で、67,247㎡で、うち田が56,053㎡、畑が11,194㎡です。

以上、10件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり承認いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可処分取消願の提出があったので、県への通知について審議を求める。平成28年2月23日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明いたします。

本案件は、平成27年12月15日付けで、許可を受けているものでありますが、譲受人の都合により許可を取り消して、元の所有者が農地として耕作するとのことであります。

以上、1件でございます

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第8 議案第8号

議 長 日程第8 議案第8号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第8号 香取市農地利用最適化推進委員の選出について。下記のとおり

香取市農地利用最適化推進委員の選出について審議を求める。平成 28 年 2 月 23 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の説明については、管理班長より申し上げます。

事務局管理班長 議案の概要を説明いたします。

本案件につきましては、平成 28 年 4 月 1 日に新しい農業委員会を発足するに当たり現農業委員会が香取市農地利用最適化推進委員を選出しても良いということになっていることから、選出いたしたいと思います。

なお、選出に当たりまして、推進委員は 10 の区域におきまして定数を定めておりましたが、お手元の議案書のとおりの方法と推薦がございました。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 議案第 8 号については、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がございますので、当該事案を分離して審議いたします。

佐原・北佐原地区について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

佐原・北佐原地区は定数 2 人のところ、3 人の応募・推薦となっております。

事務局より 3 人の経歴・農業経営の状況を説明をお願いします。

事務局管理班長 佐原・北佐原地区でございますが、定数 2 人のところ 3 人の公募がありまして、まず○○○○○さんですが、応募ということで出てきております。

住所は香取市○○○○○○○○。

職業は○○○○の○○○○の○○でございますが、現在は○○○○○○○○○○○○○○○○○○にて○○○○○として勤務しております。兼業農家でございます。年齢は○○○○です。

農業経営の状況は、水稻○○ヘクタールです。

応募の理由としましては、○○○○に携わった経験を活かして遊休農地の解消や土地利用の調整等の諸問題に取組み地域農業の発展に寄与したいとのことです。

次に、○○○○さんですが○○○○○○○○からの推薦です。

住所は香取市○○○○○○。職業は○○○○です。年齢は○○○○です。

農業経営の状況は水稻○○ヘクタールで○○○○○○○○であり推薦の理由としましては、○○○○に就農以来地域農業のため農業に関する識見を研ぎ地域の状況にも精通しておりま

に参入といった形で、作付けもそれなりの作付けをしております。

なおかつ、今〇〇〇〇〇〇の〇〇〇もしております。そういった関係で農業に対する意欲はかなり強くて、性格も温厚であると私は見ております。佐原地区につきましては、〇〇〇〇の〇〇が今度最適化推進委員ということで、それと北佐原地区につきましては、〇〇さんをぜひお願いしたいと思います。よろしく、お願いします。

議 長 そのほか、ご意見ございますでしょうか。

それでは、ないようでございますので、今推薦をいただきました坂本さんと栗山さんに決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

佐原・北佐原地区は、〇〇さんと〇〇さんに決定いたします。

〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 新島地区について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇番 〇〇〇〇委員、〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

新島地区は定数2人のところ、3人の公募・推薦となっております。

事務局より3人の経歴・農業経営の状況を説明をお願いします。

事務局管理班長 新島地区ですが、定数2人のところ3人の公募がありまして、まず〇〇〇〇〇〇さんでございますが、応募ということで出てきております。

住所は〇〇〇〇〇〇。

職業は〇〇〇〇、年齢は〇〇〇〇です。

農業経営の状況は、〇〇〇〇として〇〇ほど農業に従事しており、それまでの勤務先を退社後稲作の専業農家として〇ヘクタール以上を耕作し認定農家として規模拡大しており、〇〇〇〇〇〇〇の新島地区代表の〇〇を〇〇務めております。

応募の理由としては農業の意欲ある担い手への農地の集積、耕作放棄地等の情報収集や解消等、多面的有効活用、また後継者が進んで農業に取り組めるような農業環境をつくる一助になりたいとのことでした。

次に、〇〇〇〇さんですが〇〇〇〇〇〇〇〇からの推薦で出てきております。

住所は香取市〇〇〇〇〇〇〇〇。

職業は〇〇〇〇です。

年齢は〇〇〇〇です。

農業経営の状況は、水稻〇〇ヘクタールで認定農業者となっております。

応募の理由としましては、就農以来農業に関する識見を研ぎ地域の状況にも精通しております。地域からの信頼も厚く〇〇〇〇としての実務経験も豊富にあり推進委員として職務を適切に行うことができるものと思われま

す。今般、新島地区の代表として候補者に推薦するとのことでございます。

次に、〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇〇〇〇〇からの推薦で出てきております。

住所は香取市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。

職業は〇〇〇〇です。

年齢は〇〇〇〇です。

農業経営の状況は、水稻〇〇ヘクタールです。

応募の理由としましては、就農以来農業に関する識見を研ぎ地域に状況に精通しております。地域からの信頼も厚く〇〇〇〇としての実務経験も豊富にあり推進委員として職務を適切に行うことができるものと思われま

す。今般、新島地区の代表としまして候補者に推薦するとのこと

議長 それでは、皆様方のご意見をお願いいたします。

椿委員。

35番椿委員 それでは、私の方から先ほどの佐原・北佐原地区と同じような意見、推薦になるのでありますけれども、何よりもやはり地元の地区、地元からの推薦があるということで我々としては、それを優先させて行くべきではないのかなというふうに思います。

それと、応募されているこの〇〇さんについても、やる気があって当然されているわけありますけれども、やはり〇〇の〇〇〇〇さんでもありますし、これからのパワーアップも両名とも当然パワーアップもできると思いますので、私としてはこの〇〇の〇〇〇さんと〇〇〇〇さん両名を推薦したいと思いますので、よろしくお

議長 そのほか、ご意見ございましたらお願いをいたします。

宮増委員。

9番宮増委員 新島地区ですけれども、北佐原地区の隣接ということで、今回推薦されております〇〇さんにつきましては〇〇で仕事をやられたということと。新しい制度の中でやはり

農業委員会の円滑な運営等にも、そういった面では今までの経験等を考えまして十分に発揮していただけるのではないかと期待しておりますので、私は〇さんと〇〇さんをお薦めいたします。

議 長 そのほか、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

それでは、ただいま推薦をいただきました埴さんと大堀さんに決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

新島地区は、〇〇さんと〇〇さんに決定をいたします。

〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇番 〇〇〇〇委員、〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 それでは、東大戸・瑞穂地区について、審議いたします。

東大戸・瑞穂地区は定数3人のところ、3人の推薦となっております。

審議が終了するまでの間、〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんに決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

東大戸・瑞穂地区は、〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんに決定します。

〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 栗源地区について、審議いたします。

栗源地区は定数2人のところ、2人の推薦となっております。

審議が終了するまでの間、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇番 〇〇〇〇委員、〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、〇〇さんと〇〇さんに決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

栗源地区は、〇〇さんと〇〇さんに決定いたします。

〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇番 〇〇〇〇委員、〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第8号の4地区を除く6地区について、審議いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第8号の4地区を除く6地区は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第8号の4地区を除く6地区は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第9 報告第1号から報告第4号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成28年2月23日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は5件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成28年2月23日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、31件です。

報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成28年2月23日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件です。

報告第4号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について。下記のとおり廃土処理（公共事業施行）事業の届出があったので報告する。平成28年2月23日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時33分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人